

令和 7 年度 10 回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和 8 年 1 月 19 日 (月)

15 時 00 分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和 8 年 1 月 1 9 日 (金) 1 5 時 0 0 分

女性第一・第二研修室

1 開 会

2 会議成立の宣告

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議案審査順

公開予定 (案)

定第 7 7 号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について]

定第 7 8 号議案 代決処分の承認を求める件

[令和 7 年度鹿児島市一般会計補正予算(第 7 号)(教育委員会関係分)

に係る議案についての意見申出について]

請願令和 7 年度第 1 号 小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすることを求める請願【継続審議】

報告事項(3) 鹿児島市指定文化財の現状変更申請に伴う鹿児島市文化財審議会への諮問について

報告事項(4) 令和 8 年度鹿児島玉龍中学校入学者選抜について

報告事項(5) 第 8 回「日本 I C T 教育アワード」における鹿児島市の「デジタル大臣賞受賞」について

報告事項(6) 第 7 8 回優良公民館文部科学大臣表彰について

非公開予定 (案)

定第 7 9 号議案 令和 7 年度鹿児島市教育委員会活動の点検・評価の件

定第 8 0 号議案 特別職の職員の給与に関する条例等一部改正に係る議案についての意見に関する件

報告事項(1) 桜島学校の教育内容（概要）について

報告事項(2) 桜島学校校歌及び校章について

6 その他

7 閉 会

定第 77 号議案

代決処分の承認を求める件

鹿児島市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第2項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和8年1月19日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参考照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務、第6条の事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成9年教育委員会訓令第1号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

（1）～（3） 略す

（4） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

（5）～（20） 略す

（代決）

第4条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第2条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

鹿児島市人事異動

(令和8年1月1日付)

○印は昇任者

新	旧	氏名
【教育委員会】 (係長級) 総務課付 主査	総務課付 主査（総務課併任）	橋口 慶吾
(新規採用) 総務課付（総務課併任）		大山 千尋

定第 78 号議案

代決処分の承認を求める件

令和 7 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 7 号）中、教育委員会関係分の意見申出について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 8 年 1 月 19 日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

記

令和 7 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 7 号）中、教育委員会関係分に係る議案については、同意する。

（参考照）

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

2 鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（代決）

第 4 条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第 2 条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

教総 第449号

令和8年1月7日

鹿児島市教育委員会
教育長 原之園 哲哉 殿

鹿児島市長 下鶴 隆央
(管理部総務課扱い)

市議会に提出する議案の作成について（意見聴取）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、下記の議案を作成するについて、貴委員会の意見を求める。

記

- 令和7年度鹿児島市一般会計補正予算（教育委員会関係分）

教総 第449-2号

令和8年1月7日

鹿児島市長 下鶴 隆央 殿

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

市議会に提出する議案の作成について（回答）

令和8年1月7日付け教総第449号で当委員会に意見を求められた下記の市議会に提出する議案の作成については、貴案のとおり同意します。

記

- 令和7年度鹿児島市一般会計補正予算（教育委員会関係分）

定第78号議案 令和7年度鹿児島市一般会計補正予算（第7号）〔教育委員会関係分〕

歳入・歳出予算補正

【歳出予算】

(単位：千円)

款項目 事業	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			説 明	
				特 定 財 源		一般財源		
				国（県）支出金	地方債			
教育費	19,556,171	105,269	19,661,440	105,269	0	0	0	
保健体育費	2,144,743	105,269	2,250,012	105,269	0	0	0	
保健体育指導費	904,728	105,269	1,009,997	105,269	0	0	0	
物価高騰に係る学校給食費支援補助金	322,413	105,269	427,682	105,269	0	0	0	
							補助内示見込みによる	

【歳入予算】

(単位：千円)

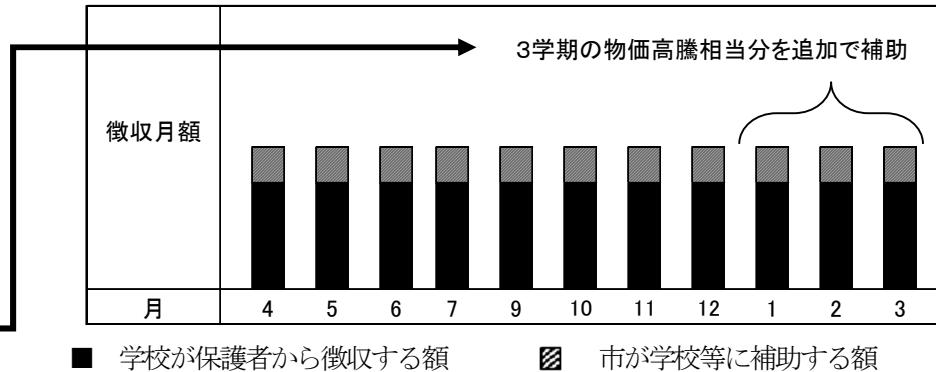
款項目	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
国庫支出金	846,776	105,269	952,045			
国庫補助金	553,884	105,269	659,153			
教育費国庫補助金	553,884	105,269	659,153	保健体育指導費	105,269	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 物価高騰に係る学校給食費支援補助金 補助内示見込みによる

物価高騰に係る学校給食費支援補助金

1 概要

物価高騰の影響を受ける保護者の負担軽減を図るため、市立小・中学校等に対し、給食費相当額の一部を追加的に支援する。

校種	補助単価	補助金額A (1, 2学期相当)	補助金額B (3学期相当)	補助金額C (=A+B)
小学校	40円	196,158千円	63,544千円	259,702千円
中学校	50円	126,255千円	41,725千円	167,980千円
計		322,413千円	105,269千円	427,682千円



※ 市全体に配分された交付金ができるだけ活用できるよう財源確保に努め、追加的に3学期相当分を補助。

※ 対象校は、給食実施の市立小・中学校、玉龍中学校、附属小・中学校。

2 補正予算額 105,269千円

国庫補助金 105,269千円 (物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)

3 スケジュール

令和8年2月：学校への補助金交付

令和8年3月：弁当を持参する児童生徒等の保護者への補助金交付
学校からの実績報告、精算

請願令和7年度第1号

小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすることを求める請願

[REDACTED]から鹿児島市教育委員会会議規則第41条の規定に基づき別紙のとおり請願書が提出されたので、同規則第43条の規定に基づきその採否を諮る。

令和7年11月21日

提出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

（参考照）

鹿児島市教育委員会会議規則（抜粋）

第8章 請願

第41条 委員会に請願しようとする者は、請願書を、教育長に提出しなければならない。

第42条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び職業年令を記し、各自の署名捺印を必要とする。

2 団体の請願は、その代表者が署名捺印するとともに、団体の印をおさなければならない。

第43条 請願書が提出されたときは、教育長は、委員会の会議に付してその採否を議決しなければならない。

第44条 前条により採択した請願は、次の会議の議事日程にこれを加えなければならない。

2 前条により採択しないと決したものは、理由を付して教育長を通じて、請願人に通知しなければならない。

鹿児島市教育委員会教育長殿



2025年9月8日

住所

名前

<請願内容>

小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにして下さい。

<請願理由>

全国の小中学校の給食では毎日大量の牛乳が廃棄されています。その背景に、牛乳を飲めなくとも提供の停止ができていない子ども達がいます。アレルギーの場合は診断書を提出することで免除されていますが、アレルギーはなくても、牛乳が体に合わないなどの理由で飲めない子達が少なくありません。乳糖不耐症の診断書を提出して牛乳を停止している場合もありますが、毎年診断書を得るのには費用も時間もかかりますし、それができることを知らない家庭も多いようです。

日本人を含めアジア人の9割が実は乳糖不耐であると言われている中（資料1）、自分の体質に合わないものを嫌って飲みたくないことは、単なる好き嫌いだと見なさず尊重されるべきではないでしょうか。牛乳を飲まない子も、本来の和食でもカルシウム等の栄養は充分に摂ることができます。ですので、カルシウム摂取に牛乳を用いたくない家庭から牛乳代をとるのはどうなのかという意見もあります。また、無駄になってしまう牛乳の廃棄を減らすことは、SDGsの方向性とも一致しています。

例えば東京都多摩市では、無駄にする量を減らすために学期のはじめに希望をとる選択の制度が有効ではないかという結論に達し、2022年8月にその趣旨の陳情が採択され、2023年の2学期から実施しています。多摩市給食センターによると、導入後の苦情などはなく、逆に「ありがとう」や「助かった」などの声があったそうです。多摩市の教育委員会の調査によると、東京都の26市の中13市が既に診断書なしで牛乳を停止できるようになっているそうです。

具体的な実施方法の参考として、多摩市の「学校給食における飲用牛乳の対応について」を添付いたします（資料2）。アレルギー以外の理由では診断書なしで飲用牛乳停止届の提出のみで停止でき、牛乳代が返金されるようになっています。また、牛乳の停止は卒業まで自動的に継続されます。

児童生徒一人ひとりの多様性を尊重し、毎日大量の食品が当たり前のように廃棄されない教育環境のためにも、小中学校の学校給食で牛乳の飲用を多摩市のように選択できる対応にして下さい。どうぞよろしくご審議お願ひ申し上げます。

添付資料

1. 「乳糖不耐症」について（MSDマニュアル家庭版より）
2. 多摩市教育委員会 学校給食における飲用牛乳の対応について（計4ページ）

乳糖不耐症

執筆者： Zubair Malik, MD, Virtua Health System
レビュー/改訂 2023年3月

乳糖不耐症とは、消化酵素の ラクターゼの欠乏により乳糖が消化できない状態のことで、下痢や腹部のけいれん痛を起こします。

原因 | 症状 | 診断 | 治療

- 乳糖不耐症は酵素の ラクターゼが欠乏しているために起こります。
- 小児における症状には、下痢と体重増加の遅れなどがあり、成人における症状には、腹部の膨満やけいれん痛、下痢、放屁、吐き気などがあります。
- 診断は、乳製品を摂取した後に症状が現れる 것을確認することに基づいて下され、水素呼気試験で確定できます。
- 治療としては、ラクターゼのサプリメントを服用し、乳糖、特に乳製品に含まれる乳糖を避けるようにします。

乳糖は、牛乳や乳製品で主に含まれている糖で、小腸の内層の細胞で生産される ラクターゼという酵素により分解されます。 ラクターゼは糖の複合体である乳糖を、ブドウ糖とガラクトースという2つの成分に分解します。この2つの単糖は腸壁から血液中に吸収されます。 ラクターゼが欠乏していると、乳糖を消化吸收できません。その結果、高濃度になった乳糖が小腸に水分を引き寄せ、水様性下痢を起こします。その後乳糖は小腸を通過して大腸に入り、細菌によって発酵されてガスが生じ、ガスによって放屁、腹部膨満、差し込むような腹痛が起こります。

牛乳アレルギーは乳糖不耐症と異なります。乳糖不耐症と対照的に、牛乳アレルギーの場合は牛乳を適切に消化できますが、牛乳中のタンパク質が免疫系による反応を誘発します（アレルギー反応の概要を参照）。牛乳アレルギーは通常は小児にみられます。

知っていますか？

- 北欧系の人々を除くと、健康な成人でも大半が大量の乳糖を消化することはできないため、正常な状態でも「乳糖不耐症」です。

乳糖不耐症の原因

乳児では ラクターゼの量が豊富で、母乳や牛乳の消化を可能にしています。しかし、多くの民族では（黒人とヒスパニック系では80%、アジア系では90%以上）離乳後に ラクターゼの量が減少します。量が減少するということは、これらの民族の年長児や成人は、大量の乳糖を消化できないということです。一方、欧州北西部に起源をもつ白人の80~85%は、生涯にわたって ラクターゼが作られるため、成人になっても牛乳や乳製品を消化することができます。このため、米国民の民族構成から、米国では3000万~5000万人が乳糖不耐症であると考えられます。この「不耐症」が実は世界人口の75%以上の人々にあって正常な状態とされていることは、興味深い事実です。

腸管感染症（[胃腸炎の概要](#)を参照）などの病気により小腸粘膜に損傷が生じたときに一時的な乳糖不耐症が発生することがあります。これらの病気が回復すれば、再び乳糖が消化できるようになります。

乳糖以外の糖に対する不耐症も起こりますが、その頻度は比較的まれです。例えば、スクラーゼという酵素が欠乏すると、ショ糖が分解されて血液中に吸収されるのが妨げられ、マルターゼやイソマルターゼという酵素が欠乏すると、麦芽糖（マルトース）が分解されて血液中に吸収されるのが妨げられます。

乳糖不耐症の症状

乳糖不耐症があると、通常は牛乳や乳製品（いずれも乳糖を含んでいる）に耐えられません。成人では通常、250~375ミリリットル以上の牛乳を飲んだときだけ症状が現れます。牛乳やその他の乳製品により胃腸の問題が現れることに若いうちに気づいた人は、意識してまたは無意識に乳製品の摂取を控えることがあります。

乳糖不耐症がある小児では下痢がみられ、牛乳が食事に含まれていると体重が増えないことがあります。

成人では、腹部の膨満やけいれん痛、水様性下痢、放屁、吐き気、腸のゴロゴロ音またはゴボゴボ音（腹鳴 [ふくめい]）がみられることがあります。乳糖を含む食事を食べた後、30分から2時間で切迫した便意が生じることがあります。一部では、重度の下痢のために、体内から栄養素があまりに急速に排泄され、栄養素が適切に吸収されない場合もあります。しかし、乳糖不耐症によって起こる症状は、通常は軽度です。対照的に、[セリック病](#)、[熱帯性スプルー](#)、腸の感染症のような病気でみられる[吸收不良](#)によって起こる症状はより重度のものです。

牛乳アレルギー

牛乳アレルギーの小児でも、牛乳や乳製品を摂取した後に症状が現れます。しかし、これらのかゆみ、発疹、喘鳴（ぜんめい）などの症状は、他のアレルギー反応と類似しています。ときに嘔吐、腹痛、まれに下痢などの消化管症状がみられる小児もいます。

成人では牛乳アレルギーはまれで、嘔吐や食道逆流の症状も起こることがあります。

乳糖不耐症の診断

- 乳糖摂取後にみられる症状の医師による評価
- ときに水素呼気試験

乳製品を摂取した後に症状が出る場合に、乳糖不耐症が疑われます。3~4週間、乳製品を除いた食事を試し続けて症状が消失し、その後乳製品を摂取すると症状が再び現れる場合に、診断が確定します。

特異的な検査が必要になるのはまれですが、場合によっては呼気試験を行って診断を確定することがあります。

水素呼気試験（ラクトース呼気試験とも呼ばれます）は、4時間かかる検査です。この検査では、少量を量り取った乳糖を摂取してもらいます。乳糖の摂取前と摂取後に、吐く息に含まれる水素ガスの量を1時間毎に測定します。水素を測定するのは、吸収されなかった乳糖を腸内細菌が消化するときに水素が発生するためです。乳糖を摂取した後に吐いた息に含まれる水素の量が著しく増加した場合、その人は乳糖不耐症です。

この代わりとなるものに**乳糖負荷試験**がありますが、感度が低く、現在ではまれにしか行われません。量を測定した乳糖を摂取した後に、医師が症状をモニタリングし、数回にわたり血糖（グルコース）値を測定します。乳糖を消化できる場合は症状が現れず、グルコースの血中濃度が上昇します。乳糖を消化できない場合は、20~30分以内に下痢、腹部膨満、腹部不快感が現れ、グルコースの血中濃度は上昇しません。

乳糖不耐症の治療

- 乳糖の回避
- ラクターゼのサプリメントを服用する
- ときにカルシウムのサプリメントを服用する

乳糖不耐症は、食事で乳糖を含む食品、主に乳製品の摂取を控えることでコントロールできます。ヨーグルトには乳酸桿菌（lactobacilli）が生産する ラクターゼが天然に含まれているため、多くの場合ヨーグルトは耐えられます。チーズに含まれる乳糖の量は牛乳より少なく、摂取量にもよりますが、多くの場合耐えられます。乳糖を減らした牛乳などの製品が多くのスーパーマーケットで入手できます。

乳製品の摂取を控えなければならない人は、カルシウムのサプリメントを摂取して、カルシウム欠乏を予防する必要があります。

ラクターゼのサプリメントは処方せんなしで購入でき、乳糖を含む飲食物を摂取する際に服用できます。



Copyright © 2025 Merck & Co., Inc., Rahway, NJ, USA and its affiliates. All rights reserved.



Copyright © 2025 Merck & Co., Inc., Rahway, NJ, USA and its affiliates. All rights reserved.

学校給食における飲用牛乳の対応について

ページ番号1012241 | 更新日 2024年9月27日

多摩市では完全給食として飲用牛乳提供を原則としていますが、食物アレルギーや食物アレルギー以外の疾患、特別な事情により牛乳を飲用できない児童生徒がいます。また、停止できず手つかずの牛乳が一定量廃棄されている食品ロスの現状がありました。そこで学校給食における飲用牛乳の必要性をご理解いただいた上で、令和5年9月より診断書の提出が無くても飲用牛乳停止届の提出により飲用牛乳を停止できるように対応しています。

[学校給食における飲用牛乳の対応について \(PDF 554.1KB\)](#) □

このページに関するお問い合わせ

教育部学校給食センター南野調理所

〒206-0032 東京都多摩市南野一丁目2番1号

電話番号：042-371-2417 ファクシミリ番号：042-337-7663

電話番号のかけ間違いにご注意ください

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

教育部学校給食センター永山調理所

〒206-0025 東京都多摩市永山七丁目1番地

電話番号：042-375-4661 ファクシミリ番号：042-337-7661

電話番号のかけ間違いにご注意ください

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。



×

鹿児島市指定文化財の現状変更申請に伴う鹿児島市文化財審議会への諮問について

1 目的

鹿児島市長から、鹿児島市指定名勝「慈眼寺跡」の説明板設置に当たり、提出された現状変更申請について、鹿児島市文化財審議会に諮問し、答申を受けるものである。

2 根拠法令

（1）文化財保護法

第3条 (政府及び地方公共団体の任務)

第182条第2項 (地方公共団体の事務)

（2）鹿児島市文化財保護条例

第1条 (目的)

第8条 (現状変更等の制限)

第15条 (審議会の所掌事務)

3 現状変更する鹿児島市指定文化財

（1）指定名称 記念物（名勝）「慈眼寺跡」

①指定番号 第10号

②指定年月日 昭和49年8月23日

③所在の場所 鹿児島市下福元町3810（慈眼寺公園）

④所有者 鹿児島市

⑤管理責任者 鹿児島市（公園緑化課）

⑥概要 慈眼寺は薩摩の三寺の一つであり、廃仏毀釈によって壊されたものの、寺跡には、石橋や磨崖碑、各種の石造、和尚の墓等が残っている。またこの地域は樹木に覆われた谷合で、仙境として昔からよく知られた名勝であり、渓谷は長い年月の流水の侵食によって、独特の渓谷美をつくり出している。

4 今後の日程

（1）市文化財審議会への諮問・答申

令和7年度第2回文化財審議会（2月3日開催）

（2）教育委員会での許可すべき旨の議決

令和7年度第11回定例会（2月6日開催）

参考（慈眼寺跡）

市指定名勝「慈眼寺跡」は、桜島・錦江湾ジオパークのジオサイトにもなっており、ジオサイトの見どころやストーリーを伝えるための説明板を新たに設置するものである。

説明板の大きさは高さ 60 cm、幅 44 cm 程度の建柱式とし、コンクリート又はモルタル充填とする。

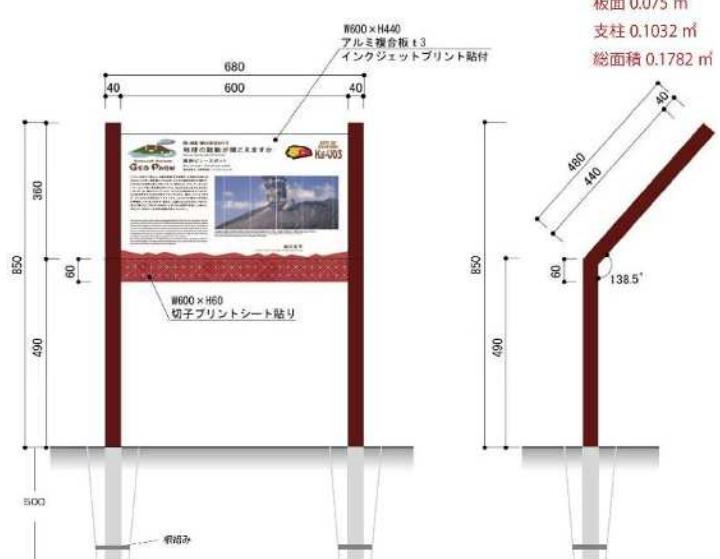
当該地が名勝の指定地内であることをふまえ、説明板の枠等は、景観に配慮した



【設置場所】



【設置のイメージ】



解説サイン切子柄（鹿児島市）

板面 2.64 m²
支柱 0.1032 m²
総面積 0.3672 m²

内、色部分
板面 0.075 m²
支柱 0.1032 m²
総面積 0.1782 m²

(参照)

文化財保護法（抜粋）

（政府及び地方公共団体）

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（地方公共団体の事務）

第182条

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

鹿児島市文化財保護条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、鹿児島市の区域内に存する文化財の保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

（現状変更等の制限）

第8条 指定文化財等の現状を変更し、又はその保持に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

（審議会の所掌事務）

第15条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申し、並びに文化財の保存及び活用に関する重要事項について建議する。

- (1) 指定文化財の指定及びその指定の解除に関すること
- (2) 指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除に関すること。
- (3) 指定有形文化財等の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可に関すること。
- (4) 指定有形文化財及び指定史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の指示に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関し重要と認めること。

令和8年度鹿児島玉龍中学校入学者選抜について

1 選抜検査日 令和8年1月17日（土）

【追加の選抜】

令和8年1月24日（土）

2 検査会場 鹿児島玉龍中学校・高等学校

【追加の選抜】

鹿児島玉龍中学校・高等学校(育龍館)

3 当日の日程 8：50～9：10（20分） 日程説明等

9：40～10：25（45分） 適性検査I

10：45～11：30（45分） 適性検査II

12：45～15：00 集団面接

4 出願者数 351人

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
出願者数	462	293	332	321	401	351 (-50)
出願倍率	3.85	2.44	2.77	2.68	3.34	2.93

5 選抜方法

入学者選抜委員会を構成し、適性検査I・II及び面接の結果並びに調査書その他必要な書類を資料として、受検者の適性を総合的に判断し、公正かつ適正に選抜を行う。

前回から、受検機会を公平に保つため追加の選抜を導入した。

6 合格者数 120人

7 結果発表

- 選抜結果を本人宛の簡易書留にて、1月22日（木）以降に郵送する。
- 追加の選抜の選抜結果については、1月26日（月）以降に郵送する。

8 日 程 追加の選抜 1月24日（土）

入学者への説明 2月21日（土）～27日（金）（オン・デマンド）

入学式 4月 8日（水）（中・高合同）

第8回「日本ＩＣＴ教育アワード」における鹿児島市のデジタル大臣賞受賞について

1 表彰の趣旨

全国的にG I G Aスクール構想が推進されている中、首長や教育長が積極的に教育ＩＣＴ環境整備に取組み、地域創生や学校活性化につながる優れた事例を顕彰するとともに、その事例を広く全国に周知し、教育DXをさらに推進する。

- 主 催 全国ＩＣＴ教育首長協議会
- 後 援 文部科学省 総務省 経済産業省 デジタル庁

2 表彰理由

児童生徒が自らの学習課題に応じた効果的な学習方略を選択できるよう、デジタル学習基盤の整備に努めている。また、教育データを活用し、学習進捗を把握して個別支援やフィードバックを充実させるとともに、オンライン「放課後20分研修」を定期配信し、オンデマンド視聴も可能にするなど、主体的学びをデザインできる環境を構築している。

3 表彰式

- (1) 日 時 令和8年2月3日（火）10:00～17:00
- (2) 場 所 東京都立産業貿易センター 浜松町館
- (3) 出席者 市長、教育長

【参考】

- 表彰理由における鹿児島市の具体的な取組
 - ・デジタルドリルや学習動画など多様なデジタルコンテンツの整備
 - ・教育データを活用した個別支援、フィードバック、アシストログの活用
 - ・学習計画作成を支援するデジタルツールの導入
 - ・オンラインによる「放課後20分研修」の定期的実施とオンデマンド視聴

第78回 優良公民館 文部科学大臣表彰について

1 被表彰公民館

鹿児島市松元公民館 （館長：有村 真由美）

「優秀館」受賞（全国被表彰公民館60館のうち「優秀館」受賞は5館）

2 表彰の趣旨

公民館等の施設のうち、特に事業内容・方法等において工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。

3 表彰理由

- (1) 記録室の整備や託児付きの講座を拡充するなど子育て世代が利用しやすい運営の工夫
- (2) 不登校児童生徒の保護者が悩みを共有できる場の定期的な設定
- (3) 公民館自主学習グループによる地域貢献活動の実施とともに地域の要望を基にした活動の場の設定

4 表彰式

- (1) 日 時：令和8年2月6日(金) 10:30～11:00
- (2) 場 所：文部科学省東館 3階 第一講堂

【参考】

○ 受賞状況

令和6年度：城西公民館

令和5年度：東桜島公民館

○ 松元公民館の利用状況

令和4年度 38,376人

令和5年度 46,311人

令和6年度 53,960人